

市町村合併を考える



—Part 5—

市ではこれまで4回にわたり、広報よしかわで市町村合併に関する特集を行いました。今回は、広報よしかわ3月号でお知らせした『吉川市松伏町合併研究会』における研究内容の中間報告についてご報告し、市民の皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。

1 合併に伴う歳出の削減額

吉川市と松伏町が合併を行う場合に、削減できると思われる経費について検討を行いました。

その結果、削減が見込まれる項目は次の通りとなりました。

なお、削減額は一年間の合計額です。

【特別職人件費】

◆削減額…四千六百六万一千九百四十四円

首長・助役・収入役・教育長・その他行政委員の報酬（議員報酬を除く）です。県内の類似団体である岩槻市との比較を行いました。（平成十四年度当初予算を基に算定しました。）

【議員報酬削減額】

◆削減額…

七千五百九十三万七千四百五十一円

現在の議員定数四十六人（吉川市二十六人・松伏町二十人）から法定定数三千人に減少すると仮定しました。（平成十四年度当初予算を基に算定しました。）

【一般職員人件費】

◆削減額…二億七千三万八千八百十二円

総務省が示す定員管理の考え方（スケールメリット）を参考にすると、三十二人の職員が削減できると考えます。（金額は平成十四年度当初予算、職員数は平成十三年度を基に算定しました。）

【東埼玉資源環境組合分担金】

◆削減額…一億一千万円

合併により吉川市、松伏町の二団体が一体になるため、現在、構成六団体が平等に分担している分担金の削減が可能と考えられます。分担金の平等割の算出方法については、平成十四年度の算式を用いました。（平成十四年度当初予算を基に算定しました。）

【中間処理場】

◆削減額…五千五百四十四円

合併により松伏町の中間処理場が不要となるため、事業費が削減されると考えます。（平成十四年度当初予算を基に算定しました。）

【吉川松伏消防組合】

◆削減額…三百三十五万八千円

合併を行うことにより、吉川松伏消防組合の事務が合併後の新市に移管された場合、議会費と総務費が削減されると考えます。（平成十四年度当初予算を基に算定しました。）

【その他】

◆削減額…

四千三百二十八万八千八百四十七円

現在、両市町で重複して行っており、合併により不要となる審議会や広報事業などの事業費における合計削減額です。（平成十三年度決算を基に算定しました。）

2 合併に伴い増える住民負担

吉川市では、新規の住民負担はありません。

【固定資産税】

◆歳入増額…

四千九百二十六万六千八百十円

松伏町が吉川市と合併して市になると、三大都市圏の特定市の課税特例が適用され、市街化農地が宅地並みの課税となります。（吉川市では、新規の住民負担はありません。）

【住民税】

◆歳入増額…五百三十六万一千五百円

松伏町が吉川市と合併して人口五十万人以上の市になると、住民税が一人当たり年額二千五百円になります。（吉川市では、新規の住民負担はありません。）

※合併後すべての区域において均一に課税することが公平性を欠くことになる場合、合併特例法により、合併後五年間に限り不均一の課税が認められています。

3 財政運営への影響

上記の1合併に伴う歳出の削減額と2合併に伴い増える住民負担で求められた歳出削減額と歳入増額を合計すると、六億五千三百三十六万五千八百四十四円となります。

その結果、従来行っていなかった、また